

11月26日の安全衛生分科会を踏まえた報告書案の修正について

修正箇所	修正内容	修正理由
P 3 1～2行目	リスクアセスメントに基づく措置が適切かつ着実に実施されるようにするため、事業者が実施したリスクアセスメントの結果 が <u>について、備え付ける等により</u> 労働者に周知されるようにするべきである。	リスクアセスメントの結果の保存義務について明記すべきとの意見が出されたことを踏まえ、修正。
P 3 18～19行目	このため、ラベルへの成分の表示については、安全データシート（SDS）にも全ての成分が記載されていることを踏まえて、 合理化する労働者に <u>情報が伝わりやすくなるよう見直す</u> ことが適当である。	「合理化する」という表現について、労働者に伝わりやすくするというのであれば、そういった内容が分かる表現にするべきとの意見が出されたことを踏まえ、修正。
P 7 18行目	建議後のメンタルヘルス対策の実施状況をみると、メンタルヘルスケアに取り組んでいる事業場の割合は、平成23年の43.6%から、平成24年には47.2%に増えているが、従業員数が50人未満の小規模事業場においては、依然として取組が遅れているなど、 <u>総合的な</u> メンタルヘルス対策の必要性は引き続き高く、特に小規模事業場における対策の促進が必要である。	前回の建議に記載されていた職場復帰支援の実施などはやらないのかという質問があったことを踏まえ、そうした対策も含まれていることを明示するため、「総合的な」を追加。なお、今回の報告書案は新たな制度改正に係るものを中心に記載しており、継続する支援措置等について詳細な記載は行わない。
P 7 25～27行目	平成22年の建議に基づく労働安全衛生法の一部を改正する法律案を踏まえつつ、各事業場で現在行われている取組も十分勘案した上で、労働者自身のストレスの状況についての気づきを促し、ストレスの状況を早期に把握して必要な措置を講じることにより、労働者がメンタルヘルス不調となることを未然に防止することを目的として、 <u>事業者が医師又は保健師によるストレスの状況を把握するための検査や労働者の申出に応じて医師による面接指導等を行い、必要な措置を講じること等を内容とする新たな仕組みを設ける</u> ことが適当である。	前回の法案と枠組みが変わらないことが分かるように記載するべきとの意見があったことを踏まえ、ストレスチェック制度の基本的な枠組みを記載。